

上田市地域防災計画 風水害対策編

新旧対照表

令和2年3月

頁	新	旧	修正理由・備考
20	<p align="center">第1節 風水害に強いまちづくり</p> <p>第1 基本方針 市は、地域の特性に配慮しつつ、風水害に強いまちづくりを行うものとする。 <u>また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。</u></p>	<p align="center">第1節 風水害に強いまちづくり</p> <p>第1 基本方針 市は、地域の特性に配慮しつつ、風水害に強いまちづくりを行うものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加）</p>
22	<p>第3 計画の内容</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(1) 風水害に強いまちの形成</p> <p>オ 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。</p> <p>(サ) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進</p> <p><u>特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を推進</u></p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(1) 風水害に強いまちの形成</p> <p>オ 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。</p> <p>(サ) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加）</p>
22	<p>(セ) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備の推進</p> <p>特に、流木災害が発生するおそれのある森林については、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進</p> <p><u>また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、必要により山地災害危険地区等の定期点検を実施</u></p>	<p>(セ) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備の推進</p> <p>特に、流木災害が発生するおそれのある森林については、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加）</p>
22	<p>(ソ) 農業用排水施設の整備、<u>決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合</u>、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進</p>	<p>(ソ) 農業用排水施設の整備、<u>老朽ため池等の補強</u>、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の修正）</p>
22	<p>(3) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>イ ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、<u>工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設</u>の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p>	<p>(3) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>イ ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、<u>ガス等の施設</u>の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の修正）</p>
27	<p align="center">第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(1) 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所への設置するよう努める。</p> <p>(2) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られるシステムを構築するよう努める。</p> <p>(3) 風水害時を想定した非常通信訓練を行う。</p> <p>(4) 衛星携帯電話、防災行政無線（移動無線）等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。</p> <p><u>(5) 指定避難所となる学校施設等における通信手段としてWi-Fiの整備を図るものとする。</u></p>	<p align="center">第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(1) 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所への設置するよう努める。</p> <p>(2) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られるシステムを構築するよう努める。</p> <p>(3) 風水害時を想定した非常通信訓練を行う。</p> <p>(4) 衛星携帯電話、防災行政無線（移動無線）等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。</p>	<p>情報システム課が避難所に指定されている小中学校体育館等に無線LAN環境を整備したことから追加</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
41	<p align="center">第8節 要配慮者支援計画</p> <p>第3 計画の内容 2 在宅者対策 (5) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握 市は、民生児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努めるものとする。</p>	<p align="center">第8節 要配慮者支援計画</p> <p>第3 計画の内容 2 在宅者対策 (5) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握 市は、民生児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、ボランティア団体等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の修正）</p>
41	<p>(7) 支援協力体制の整備 市は、保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、民生・児童委員、地域住民、NPO・ボランティア等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努めるものとする。</p>	<p>(7) 支援協力体制の整備 市は、保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、民生・児童委員、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の修正）</p>
51	<p align="center">第11節 避難収容活動計画</p> <p>第3 計画の内容 2 避難場所等の確保 (8) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。</p>	<p align="center">第11節 避難収容活動計画</p> <p>第3 計画の内容 2 避難場所等の確保 (8) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の修正）</p>
51	<p>3 避難所の確保 (1) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞留させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p>	<p>3 避難所の確保 (1) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞留させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の修正）</p>
52	<p>(8) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。 また、指定避難所内の一般スペースでは生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</p>	<p>(8) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。 また、一般の指定避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の修正）</p>
52	<p>(13) 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。</p>	<p>(13) 指定避難所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の修正）</p>
55	<p align="center">第12節 男女共同参画の視点による防災対策</p> <p>2 性差を踏まえた備蓄の実施、指定避難所の運営 (1) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとなるよう努めるものとする。 また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮し、運営を行う。 (2) 指定避難所の備蓄・運営に関しては、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。</p>	<p align="center">第12節 男女共同参画の視点による防災対策</p> <p>2 性差を踏まえた備蓄の実施、指定避難所の運営 (1) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとなるよう努めるものとする。 また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮し、運営を行う。 (2) 指定避難所の備蓄・運営に関しては、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の修正）</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
81	<p align="center">第30節 ため池災害予防計画</p> <p>第2 主な取組み 巡回点検等によりため池の現状を常に把握するとともに、緊急度の高いものから順次補強工事を実施していく。 また、<u>防災重点ため池等、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。</u></p>	<p align="center">第30節 ため池災害予防計画</p> <p>第2 主な取組み 巡回点検等によりため池の現状を常に把握するとともに、緊急度の高いものから順次補強工事を実施していく。 また、<u>決壊による下流への影響が大きいため池については、ハザードマップの作成・公表や情報連絡体制の整備を行う。</u></p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の修正）</p>
84	<p align="center">第33節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針 「<u>自らの命は自らが守る</u>」が防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、住民が常日ごろから災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。 また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自治会、自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。 しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。 このため、市、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。</p>	<p align="center">第33節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針 「<u>自分の命は、自分で守る。</u>」が防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、住民が常日ごろから災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。 また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自治会、自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。 しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。 このため、市、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の修正）</p>
85	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(3) <u>防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。</u></p> <p>(4) <u>自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進するものとする。</u></p> <p>(5) <u>上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定するものとする。この際、被害想定区域外にも被害が及び可能性があることも併せて周知するものとする。</u></p> <p>(6) <u>防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。</u></p> <p>(7) <u>教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。</u></p> <p>(8) <u>各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。</u></p> <p>(9) <u>防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努める。</u> また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。</p> <p>(10) <u>住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難所の開設・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。</u></p> <p>(11) <u>住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信するものとする。</u></p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(新規)</p> <p>(3) <u>自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進するものとする。</u></p> <p>(4) <u>上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定するものとする。この際、被害想定区域外にも被害が及び可能性があることも併せて周知するものとする。</u></p> <p>(新規)</p> <p>(5) <u>教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。</u></p> <p>(新規)</p> <p>(6) <u>防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努める。</u> また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。</p> <p>(7) <u>住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難所の開設・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。</u></p> <p>(8) <u>住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信するものとする。</u></p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加）</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
87	<p>5 大災害の教訓や災害文化の伝承</p> <p>過去に起こった大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。</p> <p>また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。</p>	<p>5 大災害の教訓や災害文化の伝承</p> <p>過去に起こった大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。</p> <p>また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加）</p>
89	<p style="text-align: center;">第34節 防災訓練計画</p> <p>2 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>(1) 実践的な訓練の実施</p> <p>ア 市が訓練を実施する場合は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、要配慮者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する資機材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。</p> <p>また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。</p> <p>イ 学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第34節 防災訓練計画</p> <p>2 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>(1) 実践的な訓練の実施</p> <p>ア 市が訓練を実施する場合は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、要配慮者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する資機材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。</p> <p>また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。</p> <p>イ 学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等の地域に関係する多様な主体とも連携した訓練となるよう努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の修正）</p>
90	<p style="text-align: center;">第35節 災害復旧・復興への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(4) 災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第35節 災害復旧・復興への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(4) 災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の修正）</p>
94	<p style="text-align: center;">第37節 企業防災に関する計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。</p> <p>2 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</p> <p>3 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</p> <p>4 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成するものとする。</p> <p>5 企業が実施する計画（以下略）</p>	<p style="text-align: center;">第37節 企業防災に関する計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>2 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</p> <p>3 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成するものとする。</p> <p>4 企業が実施する計画（以下略）</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加）</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
95	<p align="center">第38節 ボランティア活動の環境整備</p>	<p align="center">第38節 ボランティア活動の環境整備</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の修正及び追加）</p>
96	<p>第3 計画の内容</p> <p>2 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>平常時から地域団体、<u>NPO・ボランティア等</u>の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、<u>NPO・ボランティア等</u>と協力して、発災時のボランティアとの連携について検討する。</p> <p><u>行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u></p> <p><u>社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</u></p> <p>3 ボランティア団体間の連携</p> <p>市及び県は、ボランティアグループ・団体、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援や<u>NPO・ボランティア等</u>の活動調整を行う組織）相互間の連携を深めるため連絡会議の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。</p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>2 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>平常時から地域団体、<u>NPO等のボランティア団体</u>の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、<u>ボランティア団体</u>と協力して、発災時のボランティアとの連携について検討する。</p> <p>（新規）</p> <p>3 ボランティア団体間の連携</p> <p>市及び県は、ボランティアグループ・団体、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援や<u>これらの異なる組織</u>の活動調整を行う組織）相互間の連携を深めるため連絡会議の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。</p>	

頁	新	旧	修正理由・備考																								
114	<p align="center">第1節 災害直前活動</p> <p>警報等伝達系統図 1 注意報・警報および情報 (2) 通信途絶時の代替経路</p> <table border="1" data-bbox="257 295 969 395"> <tr> <td align="center" colspan="2">機関名</td> <td align="center" colspan="2">長野県防災行政無線</td> </tr> <tr> <td align="center" rowspan="2">北陸地方整備局(千曲川河川事務所)</td> <td align="center">電 話</td> <td align="center">8-231-8-299-8-84-741-284</td> <td></td> </tr> <tr> <td align="center">F A X</td> <td align="center">8-231-8-299-8-84-741-359</td> <td></td> </tr> </table>	機関名		長野県防災行政無線		北陸地方整備局(千曲川河川事務所)	電 話	8-231-8-299-8-84-741-284		F A X	8-231-8-299-8-84-741-359		<p align="center">第1節 災害直前活動</p> <p>警報等伝達系統図 1 注意報・警報および情報 (2) 通信途絶時の代替経路</p> <table border="1" data-bbox="1153 295 1865 395"> <tr> <td align="center" colspan="2">機関名</td> <td align="center" colspan="2">長野県防災行政無線</td> </tr> <tr> <td align="center" rowspan="2">北陸地方整備局(千曲川河川事務所)</td> <td align="center">電 話</td> <td align="center">8-231-8-299-8-84-741-284</td> <td></td> </tr> <tr> <td align="center">F A X</td> <td align="center">8-231-8-299-8-84-741-319</td> <td></td> </tr> </table>	機関名		長野県防災行政無線		北陸地方整備局(千曲川河川事務所)	電 話	8-231-8-299-8-84-741-284		F A X	8-231-8-299-8-84-741-319		<p>修正理由・備考</p> <p>電話番号の変更</p>		
機関名		長野県防災行政無線																									
北陸地方整備局(千曲川河川事務所)	電 話	8-231-8-299-8-84-741-284																									
	F A X	8-231-8-299-8-84-741-359																									
機関名		長野県防災行政無線																									
北陸地方整備局(千曲川河川事務所)	電 話	8-231-8-299-8-84-741-284																									
	F A X	8-231-8-299-8-84-741-319																									
131	<p align="center">第3節 非常参集職員の活動</p> <p>第3 活動の内容 職員の配備区分と配備基準</p> <table border="1" data-bbox="170 531 1043 1342"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>配備職員</th> <th>配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒第1次体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 本庁及び丸子・真田・武石の各地域自治センターの地域振興課の職員並びに住民避難及び森林整備・土地改良・土木関係施設担当課の係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員 (前記の防災担当課以外の職員については、状況により自宅待機) 総務企画班長が指名する危機管理担当政策幹又は、指名された危機管理担当政策幹が指名する職員 </td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 市域で震度3又は4の地震が発生した場合 気象庁が浅間山に係る噴火警戒レベル2(火口周辺規制)を発表した場合で、危機管理防災課長が必要と認めるとき 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表した場合 ・注意報であっても災害の発生が予想される場合で危機管理防災課長が必要と認めるとき </td> </tr> <tr> <td>警戒第2次体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員(配備職員以外は自宅待機) 危機管理担当政策幹又は、危機管理担当政策幹が指名する職員 危機管理担当参事(災害が発生した場合で、市長が必要と認めるとき) </td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ災害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めるとき 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ降雪の深さが市内平地において警報発表基準(12時間の降雪の深さ20cm)を超え、さらに降雪が見込まれるとき 災害が発生した場合で、市長が必要と認めるとき </td> </tr> <tr> <td>緊急体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 係長以上の全職員及び所属長が指名する職員(配備職員以外は自宅待機) 原則として、自分の所属に参集する。 自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は、丸子・真田・武石地域自治センターに参集する(指定緊急避難場所開設担当者、危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く)。 震度5弱以上の地震が発生したときは、指定緊急避難場所開設担当者は担当の指定緊急避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。 </td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 市域で震度5弱又は5強の地震が発生した場合 気象庁が南海トラフ地震臨時情報(調査中)または(巨大地震注意)を発表した場合 気象庁が浅間山に係る噴火警戒レベル3(入山規制)を発表した場合で、市長が必要と認める場合 気象庁が市域に係る気象に関する特別警報(大雨、暴風、暴風雪又は大雪)を発表した場合 長野地方気象台より大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報の発表に関する情報の事前提供があった場合 現に災害が起こっており、さらに相当規模の災害が予想される状況に至った場合で、市長が必要と認めるとき </td> </tr> </tbody> </table>	体制	配備職員	配備基準	警戒第1次体制	<ul style="list-style-type: none"> 本庁及び丸子・真田・武石の各地域自治センターの地域振興課の職員並びに住民避難及び森林整備・土地改良・土木関係施設担当課の係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員 (前記の防災担当課以外の職員については、状況により自宅待機) 総務企画班長が指名する危機管理担当政策幹又は、指名された危機管理担当政策幹が指名する職員 	<ol style="list-style-type: none"> 市域で震度3又は4の地震が発生した場合 気象庁が浅間山に係る噴火警戒レベル2(火口周辺規制)を発表した場合で、危機管理防災課長が必要と認めるとき 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表した場合 ・注意報であっても災害の発生が予想される場合で危機管理防災課長が必要と認めるとき 	警戒第2次体制	<ul style="list-style-type: none"> 係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員(配備職員以外は自宅待機) 危機管理担当政策幹又は、危機管理担当政策幹が指名する職員 危機管理担当参事(災害が発生した場合で、市長が必要と認めるとき) 	<ol style="list-style-type: none"> 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ災害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めるとき 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ降雪の深さが市内平地において警報発表基準(12時間の降雪の深さ20cm)を超え、さらに降雪が見込まれるとき 災害が発生した場合で、市長が必要と認めるとき 	緊急体制	<ul style="list-style-type: none"> 係長以上の全職員及び所属長が指名する職員(配備職員以外は自宅待機) 原則として、自分の所属に参集する。 自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は、丸子・真田・武石地域自治センターに参集する(指定緊急避難場所開設担当者、危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く)。 震度5弱以上の地震が発生したときは、指定緊急避難場所開設担当者は担当の指定緊急避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。 	<ol style="list-style-type: none"> 市域で震度5弱又は5強の地震が発生した場合 気象庁が南海トラフ地震臨時情報(調査中)または(巨大地震注意)を発表した場合 気象庁が浅間山に係る噴火警戒レベル3(入山規制)を発表した場合で、市長が必要と認める場合 気象庁が市域に係る気象に関する特別警報(大雨、暴風、暴風雪又は大雪)を発表した場合 長野地方気象台より大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報の発表に関する情報の事前提供があった場合 現に災害が起こっており、さらに相当規模の災害が予想される状況に至った場合で、市長が必要と認めるとき 	<p align="center">第3節 非常参集職員の活動</p> <p>第3 活動の内容 職員の配備区分と配備基準</p> <table border="1" data-bbox="1077 531 1951 1342"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>配備職員</th> <th>配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒第1次体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 本庁及び丸子・真田・武石の各地域自治センターの地域振興課の職員並びに住民避難及び森林整備・土地改良・土木関係施設担当課の係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員 (前記の防災担当課以外の職員については、状況により自宅待機) 総務企画班長が指名する危機管理担当政策幹又は、指名された危機管理担当政策幹が指名する職員 </td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 市域で震度3又は4の地震が発生した場合 気象庁が東海地震観測情報を発表した場合 気象庁が浅間山に係る臨時火山情報を発表した場合 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表した場合 ・注意報であっても災害の発生が予想される場合で危機管理防災課長が必要と認めるとき </td> </tr> <tr> <td>警戒第2次体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員(配備職員以外は自宅待機) 危機管理担当政策幹又は、危機管理担当政策幹が指名する職員 危機管理担当参事(災害が発生した場合で、市長が必要と認めるとき) </td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 気象庁が東海地震注意情報を発表した場合 気象庁が浅間山に係る緊急火山情報を発表した場合 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ災害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めるとき 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ降雪の深さが市内平地において警報発表基準(12時間の降雪の深さ20cm)を超え、さらに降雪が見込まれるとき 災害が発生した場合で、市長が必要と認めるとき </td> </tr> <tr> <td>緊急体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 係長以上の全職員及び所属長が指名する職員(配備職員以外は自宅待機) 原則として、自分の所属に参集する。 自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は、丸子・真田・武石地域自治センターに参集する(指定緊急避難場所開設担当者、危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く)。 震度5弱以上の地震が発生したときは、指定緊急避難場所開設担当者は担当の指定緊急避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。 </td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 市域で震度5弱又は5強の地震が発生した場合 東海地震に係る警戒宣言が発令された場合(気象庁が東海地震予知情報を発表した場合) ・南海トラフ地震に関連する情報(臨時)が発表された場合 気象庁が市域に係る気象に関する特別警報(大雨、暴風、暴風雪又は大雪)を発表した場合 長野地方気象台より大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報の発表に関する情報の事前提供があった場合 現に災害が起こっており、さらに相当規模の災害が予想される状況に至った場合で、市長が必要と認めるとき </td> </tr> </tbody> </table>	体制	配備職員	配備基準	警戒第1次体制	<ul style="list-style-type: none"> 本庁及び丸子・真田・武石の各地域自治センターの地域振興課の職員並びに住民避難及び森林整備・土地改良・土木関係施設担当課の係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員 (前記の防災担当課以外の職員については、状況により自宅待機) 総務企画班長が指名する危機管理担当政策幹又は、指名された危機管理担当政策幹が指名する職員 	<ol style="list-style-type: none"> 市域で震度3又は4の地震が発生した場合 気象庁が東海地震観測情報を発表した場合 気象庁が浅間山に係る臨時火山情報を発表した場合 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表した場合 ・注意報であっても災害の発生が予想される場合で危機管理防災課長が必要と認めるとき 	警戒第2次体制	<ul style="list-style-type: none"> 係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員(配備職員以外は自宅待機) 危機管理担当政策幹又は、危機管理担当政策幹が指名する職員 危機管理担当参事(災害が発生した場合で、市長が必要と認めるとき) 	<ol style="list-style-type: none"> 気象庁が東海地震注意情報を発表した場合 気象庁が浅間山に係る緊急火山情報を発表した場合 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ災害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めるとき 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ降雪の深さが市内平地において警報発表基準(12時間の降雪の深さ20cm)を超え、さらに降雪が見込まれるとき 災害が発生した場合で、市長が必要と認めるとき 	緊急体制	<ul style="list-style-type: none"> 係長以上の全職員及び所属長が指名する職員(配備職員以外は自宅待機) 原則として、自分の所属に参集する。 自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は、丸子・真田・武石地域自治センターに参集する(指定緊急避難場所開設担当者、危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く)。 震度5弱以上の地震が発生したときは、指定緊急避難場所開設担当者は担当の指定緊急避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。 	<ol style="list-style-type: none"> 市域で震度5弱又は5強の地震が発生した場合 東海地震に係る警戒宣言が発令された場合(気象庁が東海地震予知情報を発表した場合) ・南海トラフ地震に関連する情報(臨時)が発表された場合 気象庁が市域に係る気象に関する特別警報(大雨、暴風、暴風雪又は大雪)を発表した場合 長野地方気象台より大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報の発表に関する情報の事前提供があった場合 現に災害が起こっており、さらに相当規模の災害が予想される状況に至った場合で、市長が必要と認めるとき 	<p>修正理由・備考</p> <p>気象庁が「東海地震に関連する情報」の発表を廃止し、「南海トラフ地震臨時情報」の運用を開始したことに伴う修正</p> <p>気象庁が「火山情報」に代わって「噴火警戒レベル」を導入したことに伴う修正 (以下同)</p>
体制	配備職員	配備基準																									
警戒第1次体制	<ul style="list-style-type: none"> 本庁及び丸子・真田・武石の各地域自治センターの地域振興課の職員並びに住民避難及び森林整備・土地改良・土木関係施設担当課の係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員 (前記の防災担当課以外の職員については、状況により自宅待機) 総務企画班長が指名する危機管理担当政策幹又は、指名された危機管理担当政策幹が指名する職員 	<ol style="list-style-type: none"> 市域で震度3又は4の地震が発生した場合 気象庁が浅間山に係る噴火警戒レベル2(火口周辺規制)を発表した場合で、危機管理防災課長が必要と認めるとき 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表した場合 ・注意報であっても災害の発生が予想される場合で危機管理防災課長が必要と認めるとき 																									
警戒第2次体制	<ul style="list-style-type: none"> 係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員(配備職員以外は自宅待機) 危機管理担当政策幹又は、危機管理担当政策幹が指名する職員 危機管理担当参事(災害が発生した場合で、市長が必要と認めるとき) 	<ol style="list-style-type: none"> 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ災害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めるとき 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ降雪の深さが市内平地において警報発表基準(12時間の降雪の深さ20cm)を超え、さらに降雪が見込まれるとき 災害が発生した場合で、市長が必要と認めるとき 																									
緊急体制	<ul style="list-style-type: none"> 係長以上の全職員及び所属長が指名する職員(配備職員以外は自宅待機) 原則として、自分の所属に参集する。 自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は、丸子・真田・武石地域自治センターに参集する(指定緊急避難場所開設担当者、危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く)。 震度5弱以上の地震が発生したときは、指定緊急避難場所開設担当者は担当の指定緊急避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。 	<ol style="list-style-type: none"> 市域で震度5弱又は5強の地震が発生した場合 気象庁が南海トラフ地震臨時情報(調査中)または(巨大地震注意)を発表した場合 気象庁が浅間山に係る噴火警戒レベル3(入山規制)を発表した場合で、市長が必要と認める場合 気象庁が市域に係る気象に関する特別警報(大雨、暴風、暴風雪又は大雪)を発表した場合 長野地方気象台より大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報の発表に関する情報の事前提供があった場合 現に災害が起こっており、さらに相当規模の災害が予想される状況に至った場合で、市長が必要と認めるとき 																									
体制	配備職員	配備基準																									
警戒第1次体制	<ul style="list-style-type: none"> 本庁及び丸子・真田・武石の各地域自治センターの地域振興課の職員並びに住民避難及び森林整備・土地改良・土木関係施設担当課の係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員 (前記の防災担当課以外の職員については、状況により自宅待機) 総務企画班長が指名する危機管理担当政策幹又は、指名された危機管理担当政策幹が指名する職員 	<ol style="list-style-type: none"> 市域で震度3又は4の地震が発生した場合 気象庁が東海地震観測情報を発表した場合 気象庁が浅間山に係る臨時火山情報を発表した場合 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表した場合 ・注意報であっても災害の発生が予想される場合で危機管理防災課長が必要と認めるとき 																									
警戒第2次体制	<ul style="list-style-type: none"> 係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員(配備職員以外は自宅待機) 危機管理担当政策幹又は、危機管理担当政策幹が指名する職員 危機管理担当参事(災害が発生した場合で、市長が必要と認めるとき) 	<ol style="list-style-type: none"> 気象庁が東海地震注意情報を発表した場合 気象庁が浅間山に係る緊急火山情報を発表した場合 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ災害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めるとき 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ降雪の深さが市内平地において警報発表基準(12時間の降雪の深さ20cm)を超え、さらに降雪が見込まれるとき 災害が発生した場合で、市長が必要と認めるとき 																									
緊急体制	<ul style="list-style-type: none"> 係長以上の全職員及び所属長が指名する職員(配備職員以外は自宅待機) 原則として、自分の所属に参集する。 自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は、丸子・真田・武石地域自治センターに参集する(指定緊急避難場所開設担当者、危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く)。 震度5弱以上の地震が発生したときは、指定緊急避難場所開設担当者は担当の指定緊急避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。 	<ol style="list-style-type: none"> 市域で震度5弱又は5強の地震が発生した場合 東海地震に係る警戒宣言が発令された場合(気象庁が東海地震予知情報を発表した場合) ・南海トラフ地震に関連する情報(臨時)が発表された場合 気象庁が市域に係る気象に関する特別警報(大雨、暴風、暴風雪又は大雪)を発表した場合 長野地方気象台より大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報の発表に関する情報の事前提供があった場合 現に災害が起こっており、さらに相当規模の災害が予想される状況に至った場合で、市長が必要と認めるとき 																									

頁	新	旧	修正理由・備考																				
131 (続き)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 196 219 228">体制</th> <th data-bbox="230 196 589 228">配備職員</th> <th data-bbox="600 196 1041 228">配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="174 228 219 526">全体体制</td> <td data-bbox="230 228 589 526"> <ul style="list-style-type: none"> 全職員 原則として、自分の所属に参集する。 自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は、丸子・真田・武石地域自治センターに参集する(指定緊急避難場所開設担当者、危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く)。 震度5弱以上の地震が発生したときは、指定緊急避難場所開設担当者は担当の指定緊急避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。 </td> <td data-bbox="600 228 1041 526"> <ol style="list-style-type: none"> 市域で震度6弱以上の地震が発生した場合 気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)を発表した場合 気象庁が浅間山に係る噴火警戒レベル4(避難準備)を発表した場合 全市域にわたって大災害が発生、若しくは発生が予想される状況に至った場合又は局地的な災害であっても甚大な被害が発生した場合で、市長が必要と認めるとき 自宅付近の災害状況により被害が甚大だと予想されるとき(職員の自主判断) </td> </tr> </tbody> </table>	体制	配備職員	配備基準	全体体制	<ul style="list-style-type: none"> 全職員 原則として、自分の所属に参集する。 自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は、丸子・真田・武石地域自治センターに参集する(指定緊急避難場所開設担当者、危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く)。 震度5弱以上の地震が発生したときは、指定緊急避難場所開設担当者は担当の指定緊急避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。 	<ol style="list-style-type: none"> 市域で震度6弱以上の地震が発生した場合 気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)を発表した場合 気象庁が浅間山に係る噴火警戒レベル4(避難準備)を発表した場合 全市域にわたって大災害が発生、若しくは発生が予想される状況に至った場合又は局地的な災害であっても甚大な被害が発生した場合で、市長が必要と認めるとき 自宅付近の災害状況により被害が甚大だと予想されるとき(職員の自主判断) 	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1075 196 1120 228">体制</th> <th data-bbox="1131 196 1489 228">配備職員</th> <th data-bbox="1500 196 1964 228">配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1075 228 1120 526">全体体制</td> <td data-bbox="1131 228 1489 526"> <ul style="list-style-type: none"> 全職員 原則として、自分の所属に参集する。 自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は、丸子・真田・武石地域自治センターに参集する(指定緊急避難場所開設担当者、危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く)。 震度5弱以上の地震が発生したときは、指定緊急避難場所開設担当者は担当の指定緊急避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。 </td> <td data-bbox="1500 228 1964 526"> <ol style="list-style-type: none"> 市域で震度6弱以上の地震が発生した場合 全市域にわたって大災害が発生、若しくは発生が予想される状況に至った場合又は局地的な災害であっても甚大な被害が発生した場合で、市長が必要と認めるとき 自宅付近の災害状況により被害が甚大だと予想されるとき(職員の自主判断) </td> </tr> </tbody> </table>	体制	配備職員	配備基準	全体体制	<ul style="list-style-type: none"> 全職員 原則として、自分の所属に参集する。 自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は、丸子・真田・武石地域自治センターに参集する(指定緊急避難場所開設担当者、危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く)。 震度5弱以上の地震が発生したときは、指定緊急避難場所開設担当者は担当の指定緊急避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。 	<ol style="list-style-type: none"> 市域で震度6弱以上の地震が発生した場合 全市域にわたって大災害が発生、若しくは発生が予想される状況に至った場合又は局地的な災害であっても甚大な被害が発生した場合で、市長が必要と認めるとき 自宅付近の災害状況により被害が甚大だと予想されるとき(職員の自主判断) 									
体制	配備職員	配備基準																					
全体体制	<ul style="list-style-type: none"> 全職員 原則として、自分の所属に参集する。 自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は、丸子・真田・武石地域自治センターに参集する(指定緊急避難場所開設担当者、危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く)。 震度5弱以上の地震が発生したときは、指定緊急避難場所開設担当者は担当の指定緊急避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。 	<ol style="list-style-type: none"> 市域で震度6弱以上の地震が発生した場合 気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)を発表した場合 気象庁が浅間山に係る噴火警戒レベル4(避難準備)を発表した場合 全市域にわたって大災害が発生、若しくは発生が予想される状況に至った場合又は局地的な災害であっても甚大な被害が発生した場合で、市長が必要と認めるとき 自宅付近の災害状況により被害が甚大だと予想されるとき(職員の自主判断) 																					
体制	配備職員	配備基準																					
全体体制	<ul style="list-style-type: none"> 全職員 原則として、自分の所属に参集する。 自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は、丸子・真田・武石地域自治センターに参集する(指定緊急避難場所開設担当者、危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く)。 震度5弱以上の地震が発生したときは、指定緊急避難場所開設担当者は担当の指定緊急避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。 	<ol style="list-style-type: none"> 市域で震度6弱以上の地震が発生した場合 全市域にわたって大災害が発生、若しくは発生が予想される状況に至った場合又は局地的な災害であっても甚大な被害が発生した場合で、市長が必要と認めるとき 自宅付近の災害状況により被害が甚大だと予想されるとき(職員の自主判断) 																					
134	<p>(1) 活動体制 本部の組織及び分掌事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 606 219 654">本部</th> <th data-bbox="230 606 353 654">部室名 責任者</th> <th data-bbox="365 606 589 654">班名 班長 副班長</th> <th data-bbox="600 606 813 654">班員</th> <th data-bbox="824 606 1041 654">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="174 654 219 925"></td> <td data-bbox="230 654 353 925"> 健康こども未来対策部 健康こども未来部長 </td> <td data-bbox="365 654 589 925"> 医療救護班 健康推進課長 地域医療政策室長 国保年金課長 産婦人科病院医事課長 産婦人科病院看護課長 </td> <td data-bbox="600 654 813 925"> 健康推進課 地域医療政策室 国保年金課 産婦人科病院医事課 産婦人科病院看護課 </td> <td data-bbox="824 654 1041 925"> <ol style="list-style-type: none"> 医療、医薬品に関すること 救護、助産に関すること 連絡調整に関すること 代替本部設置場所(ひとまちげんき・健康プラザうえだ)としての安全確認及び機能確保 </td> </tr> </tbody> </table>	本部	部室名 責任者	班名 班長 副班長	班員	分掌事務		健康こども未来対策部 健康こども未来部長	医療救護班 健康推進課長 地域医療政策室長 国保年金課長 産婦人科病院医事課長 産婦人科病院看護課長	健康推進課 地域医療政策室 国保年金課 産婦人科病院医事課 産婦人科病院看護課	<ol style="list-style-type: none"> 医療、医薬品に関すること 救護、助産に関すること 連絡調整に関すること 代替本部設置場所(ひとまちげんき・健康プラザうえだ)としての安全確認及び機能確保 	<p>(1) 活動体制 本部の組織及び分掌事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1075 606 1120 654">本部</th> <th data-bbox="1131 606 1254 654">部室名 責任者</th> <th data-bbox="1265 606 1489 654">班名 班長 副班長</th> <th data-bbox="1500 606 1713 654">班員</th> <th data-bbox="1724 606 1964 654">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1075 654 1120 925"></td> <td data-bbox="1131 654 1254 925"> 健康こども未来対策部 健康こども未来部長 </td> <td data-bbox="1265 654 1489 925"> 医療救護班 健康推進課長 国保年金課長 産婦人科病院医事課長 産婦人科病院看護課長 </td> <td data-bbox="1500 654 1713 925"> 健康推進課 国保年金課 産婦人科病院医事課 産婦人科病院看護課 </td> <td data-bbox="1724 654 1964 925"> <ol style="list-style-type: none"> 医療、医薬品に関すること 救護、助産に関すること 連絡調整に関すること 代替本部設置場所(ひとまちげんき・健康プラザうえだ)としての安全確認及び機能確保 </td> </tr> </tbody> </table>	本部	部室名 責任者	班名 班長 副班長	班員	分掌事務		健康こども未来対策部 健康こども未来部長	医療救護班 健康推進課長 国保年金課長 産婦人科病院医事課長 産婦人科病院看護課長	健康推進課 国保年金課 産婦人科病院医事課 産婦人科病院看護課	<ol style="list-style-type: none"> 医療、医薬品に関すること 救護、助産に関すること 連絡調整に関すること 代替本部設置場所(ひとまちげんき・健康プラザうえだ)としての安全確認及び機能確保 	令和2年度組織改正に伴う修正
本部	部室名 責任者	班名 班長 副班長	班員	分掌事務																			
	健康こども未来対策部 健康こども未来部長	医療救護班 健康推進課長 地域医療政策室長 国保年金課長 産婦人科病院医事課長 産婦人科病院看護課長	健康推進課 地域医療政策室 国保年金課 産婦人科病院医事課 産婦人科病院看護課	<ol style="list-style-type: none"> 医療、医薬品に関すること 救護、助産に関すること 連絡調整に関すること 代替本部設置場所(ひとまちげんき・健康プラザうえだ)としての安全確認及び機能確保 																			
本部	部室名 責任者	班名 班長 副班長	班員	分掌事務																			
	健康こども未来対策部 健康こども未来部長	医療救護班 健康推進課長 国保年金課長 産婦人科病院医事課長 産婦人科病院看護課長	健康推進課 国保年金課 産婦人科病院医事課 産婦人科病院看護課	<ol style="list-style-type: none"> 医療、医薬品に関すること 救護、助産に関すること 連絡調整に関すること 代替本部設置場所(ひとまちげんき・健康プラザうえだ)としての安全確認及び機能確保 																			
139	<p style="text-align: center;">第4節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害状況等から、被災市町村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする(別記参照)。</p> <p>また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、被災市区町村応援職員確保システムに基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。</p> <p>なお、被災市町村にあつては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うこととする。</p> <p>また、被災地以外の市町村にあつては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。</p>	<p style="text-align: center;">第4節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害状況等から、被災地方公共団体等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする(別記参照)。</p> <p>なお、被災地方公共団体等にあつては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請に当たっては、受入れ体制に不備が生じないよう十分配慮するものとする。</p> <p>また、被災地以外の地方公共団体等にあつては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。</p>	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の修正及び追加)																				

頁	新	旧	修正理由・備考																																											
148	<p align="center">第5節 ヘリコプターの運用計画</p> <p>(別記) ヘリコプター要請手続要領 4 広域航空消防応援ヘリコプター (1) 大規模災害または特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空<small>小</small>隊を第一次出動航空<small>小</small>隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次出動航空<small>小</small>隊は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="286 347 904 411"> <tr> <td>東京消防庁</td> <td>埼玉県</td> <td>山梨県</td> <td>横浜市</td> <td>新潟県</td> </tr> <tr> <td>富山県</td> <td>岐阜県</td> <td>静岡市</td> <td>浜松市</td> <td>名古屋市</td> </tr> </table> <p>(2) 第一出動航空<small>小</small>隊のほか、大規模災害または特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空<small>小</small>隊を出動準備航空<small>小</small>隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空<small>小</small>隊は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="271 528 904 592"> <tr> <td>栃木県</td> <td>茨城県</td> <td>千葉市</td> <td>川崎市</td> <td>石川県</td> <td>福井県</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>愛知県</td> <td>三重県</td> <td>滋賀県</td> <td>京都市</td> <td>大阪市</td> </tr> </table>	東京消防庁	埼玉県	山梨県	横浜市	新潟県	富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市	栃木県	茨城県	千葉市	川崎市	石川県	福井県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市	<p align="center">第5節 ヘリコプターの運用計画</p> <p>(別記) ヘリコプター要請手続要領 4 広域航空消防応援ヘリコプター (1) 大規模災害または特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空<small>部</small>隊を第一次航空<small>部</small>隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次航空<small>部</small>隊は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1189 347 1807 379"> <tr> <td>群馬県</td> <td>東京消防庁</td> <td>新潟県</td> <td>山梨県</td> <td>岐阜県</td> </tr> </table> <p>(2) 第一出動航空<small>部</small>隊のほか、大規模災害または特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空<small>部</small>隊を出動準備航空<small>部</small>隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空<small>部</small>隊は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1104 528 1944 592"> <tr> <td>栃木県</td> <td>茨城県</td> <td>埼玉県</td> <td>千葉市</td> <td>横浜市</td> <td>川崎市</td> <td>富山県</td> <td>石川県</td> </tr> <tr> <td>福井県</td> <td>静岡県</td> <td>静岡市</td> <td>浜松市</td> <td>愛知県</td> <td>名古屋市</td> <td>三重県</td> <td>大阪市</td> </tr> </table>	群馬県	東京消防庁	新潟県	山梨県	岐阜県	栃木県	茨城県	埼玉県	千葉市	横浜市	川崎市	富山県	石川県	福井県	静岡県	静岡市	浜松市	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の修正)</p>
東京消防庁	埼玉県	山梨県	横浜市	新潟県																																										
富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市																																										
栃木県	茨城県	千葉市	川崎市	石川県	福井県																																									
静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市																																									
群馬県	東京消防庁	新潟県	山梨県	岐阜県																																										
栃木県	茨城県	埼玉県	千葉市	横浜市	川崎市	富山県	石川県																																							
福井県	静岡県	静岡市	浜松市	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市																																							
168	<p align="center">第12節 避難収容及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容 1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急) <u>災害発生情報</u> (1) 基本方針 風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示(緊急)を行う。 避難準備・高齢者等避難開始を伝達する者、避難勧告、避難指示(緊急)を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示(緊急)を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。 その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。 <u>また、避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。</u></p>	<p align="center">第12節 避難収容及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容 1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急) (1) 基本方針 風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示(緊急)を行う。 避難準備・高齢者等避難開始を伝達する者、避難勧告、避難指示(緊急)を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示(緊急)を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。 その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の修正及び追加)</p>																																											
176	<p>4 避難所の開設 (2) 実施計画 イ 開設の基準 市長により避難勧告が発令された場合は、速やかに指定避難所の開設を決定し、住民に周知するとともに、指定避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。なお、開設の際には、前項の浸水想定区域内でないことを確認し、体育館などの開設を行う。 また、<u>指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。この場合、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</u> ウ 要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。</p>	<p>4 避難所の開設 (2) 実施計画 イ 開設の基準 市長により避難勧告が発令された場合は、速やかに指定避難所の開設を決定し、住民に周知するとともに、指定避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。なお、開設の際には、前項の浸水想定区域内でないことを確認し、体育館などの開設を行う。 また、<u>指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。</u> ウ 要配慮者に配慮して必要に応じて、福祉避難所を設置する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の修正)</p>																																											
178	<p>5 指定避難所の運営 (2) 実施計画 ケ 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。</p>	<p>5 指定避難所の運営 (2) 実施計画 ケ 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の修正)</p>																																											

頁	新	旧	修正理由・備考
186	<p align="center">第15節 飲料水の調達供給活動</p> <p>第1 基本方針 飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へる水器等を搬入して確保された水並びにボトルウォーターにより行うこととし、市で水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達する。 また、飲料水の供給は、断水世帯、指定避難所、病院等を中心に、市において給水車、給水タンク等により行い、被災の規模により給水活動が困難となる場合には、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村から応援給水を受ける。</p>	<p align="center">第15節 飲料水の調達供給活動</p> <p>第1 基本方針 飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へる水器等を搬入して確保された水並びにボトルウォーターにより行うこととし、市で水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達する。 また、飲料水の供給は、断水世帯、指定避難所、病院等を中心に、市において給水車、給水タンク等により行い、被災の規模により給水活動が困難となる場合には、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により他市町村から応援給水を受ける。</p>	長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の修正）
188	<p align="center">第16節 生活必需品の調達供給活動</p> <p>第3 活動の内容 1 生活必需品の調達 (2) 実施計画 市は、生活必需品の避難施設等における充足状況等を把握し、調達・確保した生活必需品を、必要に応じ、関係機関、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、被災状況等に応じて迅速かつ確に供給・分配するものとする。 特に、要配慮者については、供給・分配について優先的に行うなど十分配慮するものとする。</p>	<p align="center">第16節 生活必需品の調達供給活動</p> <p>第3 活動の内容 1 生活必需品の調達 (2) 実施計画 市は、生活必需品の避難施設等における充足状況等を把握し、調達・確保した生活必需品を、必要に応じ、関係機関、ボランティア団体等の協力を得つつ、被災状況等に応じて迅速かつ確に供給・分配するものとする。 特に、要配慮者については、供給・分配について優先的に行うなど十分配慮するものとする。</p>	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の修正）
193	<p align="center">第19節 廃棄物の処理活動</p> <p>第3 活動の内容 1 ごみ、し尿処理対策 (2) 実施計画 オ 災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、速やかに仮置き場を設け、住民へ周知する。この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払うものとする。</p>	<p align="center">第19節 廃棄物の処理活動</p> <p>第3 活動の内容 1 ごみ、し尿処理対策 (2) 実施計画 オ 災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、必要に応じて仮置き場を設ける。この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払うものとする。</p>	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の修正）
204	<p align="center">第25節 下水道施設等応急活動</p> <p>第3 活動の内容 1 情報の収集連絡、被害規模の把握 (2) 実施計画 イ 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努めるものとする。</p>	<p align="center">第25節 下水道施設等応急活動</p> <p>第3 活動の内容 1 情報の収集連絡、被害規模の把握 (2) 実施計画 イ 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。</p>	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加）
206	<p align="center">第27節 鉄道施設応急活動</p> <p>第1 基本方針 災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、市、県及び関係機関は、密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。 このため、関係機関は部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておくものとする。 また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備するものとする。 さらに、関係機関は、被災鉄道施設の早期復旧のため、関係機関が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努めるものとする。</p>	<p align="center">第27節 鉄道施設応急活動</p> <p>第1 基本方針 災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、市、県及び関係機関は、密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。 このため、関係機関は部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておくものとする。 また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備するものとする。</p>	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加）

頁	新	旧	修正理由・備考
225	<p align="center">第38節 ボランティアの受入れ体制</p> <p>第3 活動の内容 2 ボランティア活動拠点の提供支援 (1) 基本方針 ボランティア活動の円滑な実施を図るため、ボランティアの活動拠点を設置し、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア関係団体、NPO、中間支援組織（<u>NPO・ボランティア等</u>の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）との緊密な連携のもとに、ボランティアの支援体制を確立するものとする。</p>	<p align="center">第38節 ボランティアの受入れ体制</p> <p>第3 活動の内容 2 ボランティア活動拠点の提供支援 (1) 基本方針 ボランティア活動の円滑な実施を図るため、ボランティアの活動拠点を設置し、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア関係団体、NPO、中間支援組織（<u>ボランティア団体・NPO等</u>の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）との緊密な連携のもとに、ボランティアの支援体制を確立するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の修正）</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
238	<p align="center">第3節 計画的な復興</p> <p>2 防災まちづくり (2) 実施計画 ア 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図るものとする。 その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。 <u>また、地震や津波で被災した後の復興まちづくりのため平時から備えておくべき内容をとりまとめた「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を活用し、防災・減災対策を並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進めるよう努めることとする。</u></p>	<p align="center">第3節 計画的な復興</p> <p>2 防災まちづくり (2) 実施計画 ア 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図るものとする。 その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (平成30年7月に地方公共団体が国土交通省が地震や津波で被災した後の復興まちづくりのため平時から備えておくべき内容をとりまとめた「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を公表したことによる追記)</p>
238	<p>ウ 前記目標事項の整備等にあたっては、次の事項に留意する。 (エ) 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、<u>関係機関が緊密に連携し</u>、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的实施を行う。</p>	<p>ウ 前記目標事項の整備等にあたっては、次の事項に留意する。 (エ) 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的实施を行う。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の追加)</p>
239	<p>エ 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。</p>	<p>エ 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (誤字の修正)</p>